

静岡県西部がん診療連携拠点病院連絡会設置要綱

制定 平成 23 年 6 月 28 日

(設置根拠及び目的)

第 1 条 平成 20 年 3 月 1 日付け厚生労働省健康局長通知「がん診療連携拠点病院の整備について」(健発第 0301001 号)に基づき、静岡県西部がん診療連携拠点病院連絡会(以下「連絡会」という。)を設置し、県内西部医療圏のがん診療連携拠点病院間の連携体制の強化を図るとともに、地域におけるがん医療の均てん化を推進する。

(協議事項)

第 2 条 連絡会は、静岡県西部医療圏における、次の事項について協議する。

- (1) がん診療連携拠点病院における研修計画に関すること。
- (2) がん診療連携拠点病院での相談支援センターの業務に関すること。
- (3) がん診療連携拠点病院の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (4) 緩和ケアの運用に関すること。
- (5) がんの地域連携クリニカルパスの運用に関すること。
- (6) その他がん診療連携体制に関すること。

(連絡会の組織)

第 3 条 連絡会は、静岡県西部医療圏の各地域がん診療拠点病院の病院長及びがん診療の責任者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 連絡会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、浜松医科大学医学部附属病院の病院長が務める。
- 3 副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 連絡会は、必要に応じて委員長が招集し、議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、代理者を会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見を徴することができる。

(部会)

第 6 条 連絡会には、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の設置、委員の構成、調査検討事項、その他運営事項等は委員長が定める。

(事務局)

第 7 条 連絡会の事務局は、浜松医科大学医学部附属病院に置き、連絡会の庶務を処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に必要な事項は、連絡会において協議する。

附則

この要綱は、平成 23 年 6 月 28 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。